

令和元年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

観光の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

令和2年3月
山口県包括外部監査人
古 林 照 己

目次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	外部監査対象期間	1
4	外部監査対象機関	1
5	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
6	外部監査の実施期間	2
7	外部監査人及び補助者	2
8	利害関係	2
第2	外部監査対象の概要	3
1	山口県における観光の現状	3
2	おいでませ山口観光振興計画	4
3	監査対象事業	8
第3	外部監査の結果及び意見（概要）	12
1	指摘事項及び意見の総括	12
2	全般的な指摘事項及び意見	12
3	各事業別の指摘事項及び意見の件数	15
4	各事業別の指摘事項及び意見の概要	18
5	指摘事項及び意見の一覧（要約）	24

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

観光の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

3 外部監査対象期間

原則として平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4 外部監査対象機関

部局	課
観光スポーツ文化 部	観光政策課、観光プロモーション推進室、インバウンド推進室、 交通政策課、国際課、スポーツ推進課、文化振興課
総合企画部	広報広聴課、中山間地域づくり推進課
商工労働部	商政課、経営金融課
農林水産部	ぶちうまやまぐち推進課

5 特定の事件（テーマ）を選定した理由

人口減少や地域経済の縮小といった課題の克服に向けて、観光が持つ力への期待が高まっており、観光の振興を通じた地方創生の取り組みが求められている。

このため、山口県では、平成27年12月に「おいでませ山口観光振興条例」を制定し、平成28年4月に観光スポーツ文化部を新設、平成29年3月に「おいでませ山口観光振興条例」第9条の計画として平成28年度から令和2年度までを対象とした「おいでませ山口観光振興計画」を策定し、「観光の振興によって、山口県のブランド価値が高まり、地域における様々な活動が活性化し、その活力が、誰もが訪れ、住みたくなる「山口県」として更に魅力を生み出していく好循環が創出された持続可能な地域社会」を目指す姿とし、3つの柱「やまぐち観光維新の推進」「明治維新150年を契機とする観光需要の拡大」「インバウンド新時代に向けた国際観光の推進」を掲げ「観光目的地「山口県」の実現」に向けて観光の振興に関する施策を推進している。

特に、明治維新150年の節目の年にあたる平成30年度を山口県の認知度やブランドイメージ向上を図る絶好の機会ととらえ、上述した「おいでませ山口観光振興計画」の3つの柱のうちの1つ「明治維新150年を契機とする観光需要の拡大」に取り組み、意欲的に観光の振興に関する施策を展開したことから、観光費の支出済額も拡大している（平成30年度の観光費の支出済額946,641千円）。

観光は、関連する産業の裾野が広く、地域の活性化、雇用の機会の増大、新たな需要の開拓等により、地域経済の発展に大きく寄与するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造を通じて地域住民の生活の安定・向上に寄与するものとされており、県民の関心も高いと考えられる。

厳しい財政が続く中で観光の振興に関する施策が効果的かつ効率的に執行されているかを合规性のみならず有効性及び経済性・効率性の観点から監査することは県民にとって有意義であると考えテーマとして選定した。

(参考) 観光費の直近5年間の支出済額の推移

(単位：千円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支出済額	645,288	454,597	836,595	844,173	946,641

6 外部監査の実施期間

令和元年7月16日から令和2年2月26日まで

7 外部監査人及び補助者

区分	資格	氏名
包括外部監査人	公認会計士	古林 照己
監査補助者	公認会計士	品川 充洋
監査補助者	公認会計士	森永 晃仁
監査補助者	公認会計士	村田 治子
監査補助者	公認会計士	水谷 公威
監査補助者	公認会計士	山田 康雄
監査補助者	公認会計士	花井 宏行
監査補助者	公認会計士	天羽 亮介

8 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査対象の概要

1 山口県における観光の現状

(1) 県全体の状況

山口県では、山口県の宿泊者及び観光客の動向について調査した結果を県のホームページで公表している。県のホームページに公表されている県全体の「延べ宿泊者数」及び「観光客数」の状況は以下のとおりである。

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
延べ宿泊者数(人泊)	4,847,160	4,663,910	4,440,630	4,351,960
前年比(%)	117.4	96.2	95.2	98.0
観光客数(人)	31,396,301	31,254,905	33,180,865	34,138,533
前年比(%)	108.2	99.5	106.2	102.9

(2) 外国人の状況

県のホームページに公表されている外国人の「延べ宿泊者数」及び「観光客数」の状況は以下のとおりである。

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
延べ宿泊者数(人泊)	109,410	92,520	117,330	122,630
前年比(%)	193.1	84.6	126.8	104.5
観光客数(人)	225,233	263,976	408,655	457,997
前年比(%)	182.0	117.2	154.8	112.1

2 おいでませ山口観光振興計画

(1) 「おいでませ山口観光振興計画」の概要

山口県においては、平成 29 年 3 月に「おいでませ山口観光振興計画（以下、「観光振興計画」）」を策定して観光振興の取組を推進している。計画期間は平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間である。この計画は平成 27 年 12 月に制定された「おいでませ山口観光条例」第 9 条に規定する推進計画である。

観光振興計画では、目指す姿として「観光の振興によって、山口県のブランド価値が高まり、地域における様々な活動が活性化し、その活力が、誰もが訪れ、住みたくなる「山口県」として更に魅力を生み出していく好循環が創出された持続可能な地域社会」を掲げており、「観光目的地「山口県」の実現」のため「やまぐち観光維新の推進」、「明治維新 150 年を契機とする観光需要の拡大」及び「インバウンド新時代に向けた国際観光の推進」を基本方向として施策を推進するとしている。

(2) 「おいでませ山口観光振興計画」の指標及び数値目標

「おいでませ山口観光振興計画（以下、「観光振興計画」）」では、基本指標（6 項目）、個別指標（9 項目）及び参考指標（2 項目）について平成 27 年度の実績値を基準値として令和 2 年度の目標値を設定している。下表では、基準値と目標値に加えて監査対象年度である平成 30 年度の実績値を現状値として記載している。

基本指標【6 項目】

指標名	平成 27 年度 基準値	平成 30 年度 現状値	令和 2 年度 目標値
延べ宿泊者数（年間）	485 万人	435 万人	550 万人 以上
外国人延べ宿泊者数 （年間）	10.9 万人	12.3 万人	20 万人 以上
観光客数（年間）	3,140 万人	3,414 万人	3,300 万人 以上
観光消費額（年間）	1,395 億円	1,427 億円	1,500 億円
来訪者満足度（非常に 良い）	23.8%	16.1%	30%
リピーター率	68.1%	73.1%	78%

延べ宿泊者数については、平成 28 年 466 万人、平成 29 年 444 万人と年々少なくなっている。当該指標は、観光目的の宿泊者だけでなく観光目的以外の宿泊者数の増減に影響を受ける指標であるが、直近 3 年間の推移を見ると目標値の達成は厳しい状況であると考えられる。

外国人延べ宿泊者数については、平成 28 年に 9.3 万人と前年比マイナスとなっているが、平成 29 年 11.7 万人、平成 30 年 12.3 万人と増加している。しかし、現状のペースでの増加では目標値達成は厳しい状況であると考えられる。

観光客数については、平成 28 年 3,125 万人と前年比マイナスとなったが、平成 29 年 3,318 万人、平成 30 年 3,414 万人と増加しており、既に目標値を超える数値となっている。しかし、観光消費額は観光客数の増加ほどの伸びが見られず、観光産業の振興による雇用の増大という地方創生の観点からは、観光客数の増加だけでなく観光消費額の増加という視点での施策の実施が望まれる。山口県を訪れた観光客の消費意欲をいかに引き出していくかが課題であると考えられる。

観光消費額については、平成 28 年 1,424 億円、平成 29 年 1,449 億円と増加しているが平成 30 年は 1,427 億円と前年比マイナスとなっている。

来訪者満足度は、平成 28 年度 13.2%と前年比大幅にマイナスとなっているが、平成 29 年度 15.7%、平成 30 年度 16.1%と徐々に高くなっている。それでも平成 27 年度に比べて大幅に低くなっており目標値とは乖離している。来訪者満足度は、将来の観光客数の増減に影響を与えるものであり、初めて山口県を訪れた観光客だけでなく現在リピーターとなっている観光客も満足度が低くなれば将来的には再訪したいと思わなくなり将来の観光客数が減少する可能性があると考えられる。

監査対象年度である平成 30 年度は、観光振興計画（計画期間 5 年間）の 3 年目にあたるが、上述したように進捗状況が芳しくない指標も見られる。基本指標は特定の事業の成果と直接的に関連付けられるものではなく複数の事業による複合的な要因によって影響を受けるものと考えられるが、監査対象とした各事業が基本指標の目標値に対してどの程度貢献しているかを測定することは困難であるため、個々の事業ごとあるいは事業の中の個々の取組ごとにその事業・取組の成果を表す指標を評価指標として事業目的を達成したかどうかを判断するための目標値を設定することが重要と考えられる。今回監査対象とした事業でも評価指標及び目標値の設定についての意見を記載している（「第 3 外部監査の結果及び意見（概要） 4 各事業別の指摘事項及び意見の概要（1）事業評価のための指標及び目標値の設定について」参照）。

個別指標【9項目】

指標名	平成 27 年度 基準値	平成 30 年度 現状値	令和 2 年度 目標値
クルーズ船寄港回数 (年間)	19 回	77 回	40 回以上
M I C E 宿泊者数	14.2 万人	15.9 万人	20 万人
T V ・ 映画ロケ地誘致 数 (過去 5 年間の累計)	(平成 25～27 年 度) 55 件	(平成 26～30 年 度) 104 件	(平成 28～令和 2 年度) 100 件
やまぐち Free Wi-Fi ア クセスポイント数	612 箇所	977 箇所	1,200 箇所
消費税免税店数	107 店	170 店	210 店
いいね！やまぐちサポ ーター数	—	110 名	200 名
サイクルエイド設置数	—	141 箇所	150 箇所
県立美術館の入館者数	(平成 23～27 年 度平均) 20 万人	(平成 26～30 年 度平均) 24.0 万人	(平成 28～令和 2 年度平均) 25 万人以上
山口宇部空港における 国際便 (定期及びチャ ーター便) 利用者数	1.4 万人	2.1 万人	5 万人以上

M I C E 宿泊者数は、平成 28 年度 13.1 万人、平成 29 年度 15.3 万人、平成 30 年度 15.9 万人と増加はしているが、現状のペースでは、目標達成は厳しい状況である。「山口 M I C E 誘致推進事業」に「【意見】目標の達成度について」を記載している。

やまぐち Free Wi-Fi アクセスポイント数は、平成 28 年度 890 箇所、平成 29 年度 978 箇所、平成 30 年度 977 箇所と推移しているが、民間事業者が同様のサービスを提供しているため今後の展開について「外国人観光客受入環境整備事業」に「【意見】やまぐち Free Wi-Fi アクセスポイント数について」を記載している。

県立美術館の入館者数は、目標値を平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間の平均が 25.0 万人以上としているが、平成 28 年度から平成 30 年度の 3 年間の平均は 20.8 万人となっており残り 2 年間は、過去 3 年間で大幅に上回る年間入館者数が必要となる。「美術館企画展開催事業」に「【意見】入館者数の目標と実績の差異について」、「萩美術館・浦上記念館企画展開催事業」に「【意見】目標値未達の原因分析について」、「『山東のやきものを楽しむ』展開催事業」に「【意見】入館者数の目標と実績の差異について」を記載している。

山口宇部空港における国際便 (定期及びチャーター便) 利用者数については平成 28

年度 1.9 万人、平成 29 年度 2.2 万人、平成 30 年度 2.1 万人と 2 万人前後で推移している。「交流拡大！山口宇部空港国際化推進事業」に「【意見】目標の達成度及び補助効果の測定について」を記載している。

上述した個別指標（4 項目）以外の個別指標（5 項目）についての平成 28 年度、平成 29 年度の実績値は以下のとおりであり、計画の進捗状況は順調であると考えられる。

指標名	平成 28 年度	平成 29 年度
クルーズ船寄港回数（年間）	30 回	73 回
T V ・映画ロケ地誘致数（過去 5 年間の累計）	（平成 25～28 年度） 90 件	（平成 25～29 年度） 111 件
消費税免税店数	133 店	148 店
いいね！やまぐちサポーター数	51 名	88 名
サイクルエイド設置数	40 箇所	90 箇所

（3）施策の体系

第 1 の柱 やまぐち観光維新の推進
（1）魅力ある観光地域づくりの推進
（2）観光産業の振興
（3）誇りと愛着を持ったおもてなしの推進
（4）交流促進施策の一体的で強力な推進
第 2 の柱 明治維新 150 年を契機とする観光需要の拡大
（1）「明治維新」を活用した観光ブランドの確立と誘客の拡大
第 3 の柱 インバウンド新時代に向けた国際観光の推進
（1）インバウンドの飛躍的な拡大

3 監査対象事業

(1) 監査対象事業の選定方法

ア おいでませ山口観光振興計画の中心的役割を担う観光スポーツ文化部の事業については、「平成 30 年度 観光スポーツ文化部予算の概要」に記載された全事業を監査対象とした。但し、観光の振興と関連が弱いと監査人が判断した以下の事業については、監査対象外とした。

担当課	事業名	目的
交通政策課	離島航路対策事業	生活交通の維持・活性化
	鉄道軌道輸送対策事業	
	地方バス路線運航維持対策事業	
スポーツ推進課	若者が活躍する競技スポーツ推進事業	競技力の向上、世界で活躍する選手の育成・強化
	スポーツ交流まちづくり推進事業	県東部地域における武道館施設の整備に関する調査検討

上表の他、交通政策課が担当する「岩国地域交通系 I C カード整備事業」は、監査対象年度である平成 30 年度に事業が実施されなかった(翌年度に繰越)ため、監査対象外としている。

イ 観光スポーツ文化部以外の事業については、おいでませ山口観光振興計画に関連が強いと監査人が判断した事業について監査対象としている。

(2) 監査対象事業の一覧 (全 45 事業)

上記 (1) の選定方法により監査対象とした事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

所 管 課		
No.	事業名	当初予算
I 観光スポーツ文化部 観光政策課		
1	やまぐちDMO戦略推進事業	54,540
2	観光力強化調査事業	3,800
3	魅力ある観光地域づくり推進事業	35,279
4	「クルーズやまぐち」地域活性化推進事業	8,412
5	瀬戸内ブランド推進事業	19,476
6	山口県M I C E 誘致推進事業	5,076
7	広域観光推進事業	7,933
II 観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室		
1	観光プロモーション力強化事業	21,981

所 管 課		
No.	事業名	当初予算
2	やまぐち情報発信事業	7,200
3	やまぐち特産品販売戦略強化事業	27,000
4	伝統工芸品情報発信等支援事業	2,111
5	フィルム・コミッション情報発信充実事業	1,000
6	明治維新150年やまぐち幕末ISHIN祭推進事業	165,000
7	観光交流県やまぐち推進事業	25,000
Ⅲ 観光スポーツ文化部 インバウンド推進室		
1	外国人観光客受入環境整備事業	25,537
2	やまぐちインバウンドパワーアップ事業	79,043
3	外国人宿泊観光客数倍増事業	19,500
Ⅳ 観光スポーツ文化部 交通政策課		
1	岩国錦帯橋空港利用促進対策事業	2,000
2	山口宇部空港利用促進対策事業	3,000
3	バス活性化対策事業	12,708
4	交流拡大！山口宇部空港国際化推進事業	61,973
5	岩国地域観光資源整備事業	52,420
6	岩国錦帯橋空港ターミナルビル機能強化事業	700,000
7	岩国錦帯橋空港駐車場利用環境整備事業	27,000
Ⅴ 観光スポーツ文化部 国際課		
1	友好協定・姉妹提携相互交流事業	19,414
2	ビンズン省交流推進事業	1,478
3	ロシア・クラスノダール地方交流推進事業	9,307
4	中南米山口県人子弟等人材育成事業	17,384
5	日韓海峡沿岸交流関連事業	3,545
6	スペイン・ホストタウン推進事業	5,998
7	山口県国際交流協会育成事業	10,865
Ⅵ 観光スポーツ文化部 スポーツ推進課		
1	「サイクル県やまぐち」推進事業	52,800
2	スポーツを通じた地域活力の創出支援事業	33,670
3	東京オリンピック等世界大会活用地域活性化推進事業	10,000
4	スポーツイベント誘致開催事業	3,000
Ⅶ 観光スポーツ文化部 文化振興課		
1	やまぐち文化プログラム推進事業	34,190
2	美術館企画展開催事業	76,933

所 管 課		
No.	事業名	当初予算
3	萩美術館・浦上記念館企画展開催事業	49,389
4	「山東のやきものを楽しむ」展開催事業	20,043
VIII 総合企画部 広報広聴課		
1	維新やまぐち魅力発信事業	22,005
IX 総合企画部 中山間地域づくり推進課		
1	体感やまぐち地域滞在型交流促進事業	11,000
X 商工労働部 商政課		
1	やまぐち県産品売込強化事業	52,381
XI 商工労働部 経営金融課		
1	おいでませ山口観光振興資金（中小企業制度融資）	397,600
XII 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課		
1	ぶちうま！維新推進事業	64,000
2	やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業	156,600
合 計		2,418,591

(3) 出先機関及び財政援助団体の監査について

ア 出先機関の監査について

(ア) 山口県立美術館

「やまぐち文化プログラム推進事業」のうち、「ミュージアム・タウン・ヤマぐち実行委員会」は事務局が山口県立美術館にあるため、当該実行委員会の財務事務の執行を監査するため山口県立美術館に往査することとした。

また、「美術館企画展開催事業」は、各企画展の実行委員会及び実施協議会に業務を委託しているが、当該実行委員会及び実施協議会の事務局が山口県立美術館にあるため、当該実行委員会及び実施協議会の財務事務の執行を監査するため山口県立美術館に往査することとした。

(イ) 山口県立萩美術館・浦上記念館

「やまぐち文化プログラム推進事業」のうち、「萩美まちなか交流実行委員会」は事務局が山口県立萩美術館・浦上記念館にあるため、当該実行委員会の財務事務の執行を監査するため山口県立萩美術館・浦上記念館に往査することとした。

また、「萩美術館・浦上記念館企画展開催事業」及び「「山東のやきものを楽しむ」展開催事業」は、各企画展の実行委員会に業務を委託しているが、当該実行委員会の事務局が山口県立萩美術館・浦上記念館にあるため、当該実行委員会の

財務事務の執行を監査するため山口県立萩美術館・浦上記念館に往査することとした。

イ 財政援助団体への往査について

(ア) 一般社団法人山口県観光連盟

監査対象とした事業のうち、観光スポーツ文化部が所管する複数の事業で一般社団法人山口県観光連盟に補助金が交付されている（下表参照）。補助金交付先の補助事業に係る財務事務の執行を監査するため一般社団法人山口県観光連盟に往査することとした。

所管課	事業名	補助金の名称	補助金額
観光政策課	やまぐちDMO戦略推進事業	やまぐちDMO戦略推進事業補助金	48,495
	魅力ある観光地域づくり推進事業	魅力ある観光地域づくり推進事業補助金	10,037
	山口県MICE誘致推進事業	山口県MICE誘致推進事業補助金	3,365
観光プロモーション推進室	観光プロモーション力強化事業	観光プロモーション力強化事業補助金	14,784
	明治維新150年やまぐち幕末ISHIN祭推進事業	明治維新150年やまぐち幕末ISHIN祭プロジェクト推進事業補助金	145,949
インバウンド推進室	外国人観光客受入環境整備事業	外国人観光客受入環境整備事業補助金	23,867
交通政策課	交流拡大！山口宇部空港国際化推進事業	交流拡大！山口宇部空港国際化推進事業補助金	261

(イ) 公益財団法人山口県国際交流協会

山口県国際交流協会育成事業において公益財団法人山口県国際交流協会に補助金9,620千円が交付されている。補助金交付先の補助事業に係る財務事務の執行を監査するため公益財団法人山口県国際交流協会に往査することとした。

第3 外部監査の結果及び意見（概要）

1 指摘事項及び意見の総括

指摘事項とは、財務事務の執行において、法令、条例等に違反し、又は、不当と判断したもの、及び妥当性を欠く事実があると認められ改善を求めるものである。

また、意見とは、指摘事項には該当しないが、組織及び運営の合理化の観点及びその他改善が望ましいものについて述べるものである。

指摘事項及び意見の件数は以下のとおりである。

区分	指摘事項	意見	合計
全般	2	1	3
個別（各事業別）	15	74	89
合計	17	75	92

上表の「全般」は、特定の事業に関する指摘事項及び意見ではなく、組織全体に関する指摘事項及び意見の件数である。内訳は、観光スポーツ文化部に関する指摘事項1件、一般社団法人山口県観光連盟に関する指摘事項1件、意見1件である。詳細は下記「2 全般的指摘事項及び意見」に記載している。

上表の「個別」は、各事業で識別された指摘事項及び意見の件数である。内訳は、下記「3 各事業別の指摘事項及び意見の件数」に記載している。

2 全般的な指摘事項及び意見

(1) 「観光スポーツ文化部」全体に関する指摘事項

【指摘事項】業務委託契約情報の県Webサイトにおける公表漏れについて（合规性）

山口県では、透明性の向上の観点から、県のホームページ上でも業務委託に係る契約情報を公表している。公表対象は、業務委託の場合、全ての競争入札及び予定価格100万円を超える随意契約としているが、今回の包括外部監査で監査対象とした観光スポーツ文化部の事業で締結された平成30年度の業務委託契約に関する契約情報が全く公表されていなかった。

業務委託契約情報の県Webサイトにおける公表については、「公共調達適正化及びふるさと産業の振興について（通知）平成23会計第321号」の「6 契約情報の公表（建設工事に係るものを除く）」の（3）において以下のように記載されている。

(3) 県Webサイトにおける公表

①公表手続

ア 各契約担当所属は1ヵ月ごとの契約締結状況を別に定めるところにより翌月10日までに主管課へ報告すること。

イ 主管課は各契約担当所属の契約締結状況を取りまとめて翌月15日までに業務委託については会計課に、物品調達等については物品管理課に報告すること。

ウ 会計課及び物品管理課は当該報告に基づき、速やかに契約締結状況を公表すること。

②公表期間

公表期間は契約を締結した月の属する年度の翌年度末までとする。

観光スポーツ文化部の各課・室は、契約締結状況を翌月 10 日までに主管課である観光政策課に報告をすることが必要である（上記①ア）が、前述した通知文書「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（通知）平成 23 会計第 321 号」の周知が各課・室に徹底されていないのではないかと考えられる。観光政策課は、部内の各課・室に対して、いま一度、周知徹底を図ることが必要である。

また、主管課である観光政策課は、各課・室の契約締結状況を取りまとめて翌月 15 日までに業務委託については会計課に報告することが必要である（上記①イ）が、その際に各課・室からの報告漏れがないかどうか部内でチェックする体制を整備することが必要である。

(2) 「一般社団法人山口県観光連盟」全体に関する指摘事項及び意見

【指摘事項】契約の方法に係る「会計処理規程」と「会計処理規程に係る契約の取り扱い」の整合性について（合规性）

契約の方法について「会計処理規程」の第 33 条では以下のように規定されている。

（契約の方法）

第 33 条 契約を締結しようとするときは、入札の方法によって申込みをさせることによりすべて競争に付さなければならない。但し、次の各号の一に該当するときは、随意契約の方法によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき
- (3) 競争に付することが不利と認められたとき
- (4) 契約に係る予定価格が少額であるとき
- (5) その他業務の運営上時に必要があるとき

一方、「会計処理規程に係る契約の取り扱い」では、契約金額ごとに契約の相手について記載されている。「会計処理規程に係る契約の取り扱い」から抜粋した「事業費区分」欄と「契約の相手」欄の記載は以下のとおりである。

会計処理規程に係る契約の取り扱い

事業費区分	契約の相手
100 万円以上の契約	・原則入札 (見積り合せ) (コンペ) ・但し、規程 33 条による随意契約を除く

10 万円以上 100 万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・原則随意契約 (規程 33 条 (4)) ・但し、競争性の高いものは、見積り合せ、コンペ によることが出来る
1 万円以上 10 万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・原則随意契約 (規程 33 条 (4)) ・但し、競争性の高いものは、見積り合せ、コンペ によることが出来る
1 万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約

「会計処理規程」第 33 条では、原則としてすべて競争入札としているが、「会計処理規程に係る契約の取り扱い」では 100 万円未満の契約については原則随意契約としており、会計処理規程第 33 条の規定と矛盾している。「会計処理規程」と整合するように「会計処理規程に係る契約の取り扱い」を改訂するべきである。

また 100 万円以上の契約について「原則入札」とあり、その下に「(見積り合せ)」、「(コンペ)」との記載があるが、見積り合わせ、コンペがどのような位置付けなのか明確にされていない。どのような場合に見積り合わせやコンペを採用するのか明確にすべきである。

さらに、1 万円以上 10 万円未満の区分と 10 万円以上 100 万円未満の区分では「競争性の高いものは、見積り合せ、コンペによることが出来る」との記載があるが、競争性の高いものについては、そもそも競争入札とするべきである。

【意見】 契約の手続について (合規性)

一般社団法人山口県観光連盟の委託契約に関する決裁書類は、県と同じ様式を使用しており、例えば「業者選定伺」を閲覧すると契約方法が随意契約の場合、随意契約の根拠として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号で記載されており、地方自治法施行令を準用して契約方法を決定している。

一般社団法人山口県観光連盟は、法人独自の「会計処理規程」を作成して契約の方法について第 33 条に規定している。「会計処理規程」第 33 条は、地方自治法施行令を参考に作成されたものと考えられるため地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号のどの条文が「会計処理規程」第 33 条のどの条文に該当するのか推測することはできるが、業者選定伺などの決裁書類には「会計処理規程」第 33 条のどの条文を適用しているのか分かるように記載するべきである。

3 各事業別の指摘事項及び意見の件数

各事業で識別された指摘事項（15件）及び意見（74件）の各事業別件数は以下のとおりである。なお、記載すべき指摘事項及び意見がなかった事業については記載を省略している。

所 管 課			
No.	事業名	指摘事項	意見
I 観光スポーツ文化部 観光政策課			
1	やまぐちDMO戦略推進事業		
	1-1 本庁		2
	1-2 一般社団法人山口県観光連盟		2
2	観光力強化調査事業		1
3	魅力ある観光地域づくり推進事業		
	3-1 本庁		2
	3-2 一般社団法人山口県観光連盟		1
4	「クルーズやまぐち」地域活性化推進事業		1
6	山口県MICE誘致推進事業		
	6-1 本庁		2
	6-2 一般社団法人山口県観光連盟	1	2
II 観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室			
1	観光プロモーション力強化事業		
	1-1 本庁	1	
	1-2 一般社団法人山口県観光連盟	1	4
2	やまぐち情報発信事業		2
3	やまぐち特産品販売戦略強化事業		2
6	明治維新150年やまぐち幕末ISHIN祭推進事業		
	6-1 本庁	1	
	6-2 一般社団法人山口県観光連盟		1
III 観光スポーツ文化部 インバウンド推進室			
1	外国人観光客受入環境整備事業		
	1-1 本庁		4
	1-2 一般社団法人山口県観光連盟		2
2	やまぐちインバウンドパワーアップ事業		1
IV 観光スポーツ文化部 交通政策課			
1	岩国錦帯橋空港利用促進対策事業		3
2	山口宇部空港利用促進対策事業		1

所 管 課			
No.	事業名	指摘事項	意見
3	バス活性化対策事業		1
4	交流拡大！山口宇部空港国際化推進事業		
	4-1 本庁	1	2
	4-2 一般社団法人山口県観光連盟		1
5	岩国地域観光資源整備事業		1
6	岩国錦帯橋空港ターミナルビル機能強化事業		1
V 観光スポーツ文化部 国際課			
3	ロシア・クラスノダール地方交流推進事業		1
4	中南米山口県人子弟等人材育成事業	1	
5	日韓海峡沿岸交流関連事業		1
6	スペイン・ホストタウン推進事業		2
7	山口県国際交流協会育成事業		
	7-1 本庁	1	1
	7-2 公益財団法人山口県国際交流協会		2
VI 観光スポーツ文化部 スポーツ推進課			
1	「サイクル県やまぐち」推進事業		1
2	スポーツを通じた地域活力の創出支援事業	3	3
4	スポーツイベント誘致開催事業		2
VII 観光スポーツ文化部 文化振興課			
1	やまぐち文化プログラム推進事業		
	1-1 本庁		2
	1-2 ミュージアム・タウン・ヤマグチ実行委員会		1
2	美術館企画展開催事業		1
3	萩美術館・浦上記念館企画展開催事業		2
4	「山東のやきものを楽しむ」展開催事業		2
VIII 総合企画部 広報広聴課			
1	維新やまぐち魅力発信事業	1	2
IX 総合企画部 中山間地域づくり推進課			
1	体感やまぐち地域滞在型交流促進事業		4
X 商工労働部 商政課			
1	やまぐち県産品売込強化事業	1	3
XI 商工労働部 経営金融課			
1	おいでませ山口観光振興資金（中小企業制度融資）		2
XII 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課			

所 管 課			
No.	事業名	指摘事項	意見
1	ぶちうま！維新推進事業	1	1
2	やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業	2	2
合 計		15	74

4 各事業別の指摘事項及び意見の概要

(1) 事業評価のための指標及び目標値の設定について

おいでませ山口観光振興計画（以下、「観光振興計画」）では基本指標（6項目）、個別指標（9項目）について目標値を設定している。

監査対象年度である平成30年度は、観光振興計画（計画期間5年間）の3年目にあたるが、「第2 外部監査の概要 2(2)「おいでませ山口観光振興計画」の指標及び数値目標」に記載したように目標値に対して進捗状況が芳しくない指標も見られる。基本指標は特定の事業の成果と直接的に関連付けられるものではなく複数の事業による複合的な要因によって影響を受けるものと考えられるが、監査対象とした各事業が基本指標の目標値に対してどの程度貢献しているかを測定することは困難であるため、個々の事業ごとあるいは事業の中の個々の取組ごとにその事業・取組の成果を表す指標を評価指標として事業目的を達成したかどうかを判断するための目標値を設定することが重要と考えられる。

今回監査対象とした事業でも評価指標及び目標値の設定についての意見を記載している。今後は、事業評価のための評価指標及び目標値を各事業・各取組について設定し、事業が当初想定した成果を上げることが出来たか否かのチェックをし、翌年度以降の施策に活かすようにしていただきたい。事業評価のための指標及び目標値の設定についての意見は以下のとおりである。

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）	
II	2	やまぐち情報発信事業	【意見】ちよるるホームページ、SNSの目標値について（有効性）	ホームページのアクセス数、SNSのフォロワー数などについて目標値を設定することも検討していただきたい。
	3	やまぐち特産品販売戦略強化事業	【意見】当事業（業務委託）の評価指標及び目標値の設定について（有効性）	例えば、「おいでませ山口館」の売上高、経常利益、入館者数などの目標値を設定することも検討していただきたい。
V	6	スペイン・ホストタウン推進事業	【意見】事業の目標指標設定について（有効性）	目標とする一定の指標が特に定められていない。目標となる指標を設定し、効果の測定が実施されるべきである。
VI	2	スポーツを通じた地域活力の創出事業	【意見】事業評価指標の設定について（有効性）	例えば、総合型地域スポーツクラブの会員数、山口県体育大会の各種別競技の参加者数、トップスポーツクラブの観客数などを当事業の評価指標に加えて事業評価を実施することも検討していただきたい。

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）	
	4	スポーツイベント誘致開催事業	【意見】 事業評価のための指標について（有効性）	県民の参加者数、ボランティアスタッフ数などを事業評価の指標とすることも検討していただきたい。
VIII	1	維新やまぐち魅力発信事業	【意見】 当事業の業績評価指標及び目標値について（有効性）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性を判断する基準となるような目標値を設定することが望ましい。 ・仕様書記載件数に達しなかった雑誌についてどのように有効と判断したのか、検査調書に記載することも検討すべきである。
XII	1	ぶちうま！維新推進事業	【意見】 施策成果目標となる指標の設定について（有効性）	事業に関連する成果指標として、数量のみならず金額に関連する指標の追加なども検討していただきたい。
	2	やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業	【意見】 施策成果目標となる指標の設定について（有効性）	事業に関連する成果指標として、数量のみならず金額に関連する指標の追加なども検討していただきたい。

また、目標値を設定している事業について目標値に達していない又は進捗状況が芳しくない場合は、原因を分析して今後の事業の在り方を検討していただきたい。目標値の達成度に関する意見は以下のとおりである。

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）	
I	1	やまぐちDMO戦略推進事業（1-2）	【意見】「やまぐちDMO」ツーリズム・サポート件数の目標達成度について（有効性）	実績が目標を大きく下回っている原因を分析して、サポートデスクの今後の方向性について再検討することが必要である。
	6	山口県MICE誘致推進事業（6-1）	【意見】 目標値の達成度について（有効性）	MICEによる宿泊者数の目標達成に向け、補助金交付先が実施している事業の有効性を高める見直しを検討することが望ましい。
IV	4	交流拡大！山口宇部空港国際化推進事業（4-1）	【意見】 目標の達成度及び補助効果の測定について（有効性）	目標値の半分以下という状況である。補助効果を測定するための指標を設定することが望ましい。

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）	
VII	2	美術館企画展 開催事業	【意見】入館者数の目標と実績の差異について（有効性）	目標値を下回った原因を分析してより一層集客のための広報や展示内容の検討を重ねていただきたい。
	3	萩美術館・浦上記念館企画 展開催事業	【意見】目標値未達の原因分析について（有効性）	目標未達の原因について内的要因についても検討し、翌年度以降の企画展に改善点等を反映することが望ましい。
	4	「山東のやきものを楽しむ」展 開催事業	【意見】入館者数の目標と実績の差異について（有効性）	目標を大幅に下回っている。友好協定についての周知方法の見直しなども検討していただきたい。
X	1	やまぐち県産品売込強化事業	【意見】地域商社の売上額目標と実績の乖離について（有効性）	目標値を大幅に下回っている。当事業の将来の在り方について検討する必要がある。

一般社団法人山口県観光連盟では、PDCAサイクルを確立するために「やまぐちDMOツーリズム戦略アクションプラン【平成30年度事業計画】進捗状況（PDCA）管理表（以下、PDCA管理表）」を作成している。PDCA管理表を閲覧したところ「目標（活動指標）」欄に記載がないケースや活動指標と成果指標が混在しているケースなどが見受けられた。目標については、成果指標の欄を設けて極力、成果指標での目標値を設定することが望まれる。また「目標（活動指標）」欄と「目標達成状況」欄が対応していないケースがあり意見を記載している。PDCA管理表に関する意見は以下のとおりである。

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）	
I	3	魅力ある観光地域づくり推進事業（3-2）	【意見】PDCA管理表の目標達成状況について（有効性）	ツーリズム振興補助金について「目標達成状況」欄に記載がされていない。目標に対する達成状況を記載することが必要である。
	6	山口県MICE誘致推進事業（6-2）	【意見】PDCA管理表について（有効性）	「目標（活動指標）」欄と「目標達成状況」欄の対応を考えると、「目標（活動指標）」欄には交付件数の目標も記載するのが望ましい。
II	1	観光プロモーション力強化事業（1-2）	【意見】PDCA管理表の記載について（有効性）	「目標（活動指標）」欄が空欄になっている。目標を設定することが必要である。

No.		事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）
Ⅲ	1	外国人観光客受 入環境整備事業 （1－2）	【意見】P D C A管 理表の記載につい て（有効性）	細事業・取組事項うち、目標数値 が設定されていないものがある。目 標を数値化して記載することが望ま しい。

(2) 単独随意契約について

今回監査対象とした事業で締結している業務委託契約の契約方法を見ると1者のみしか見積書を徴取しない単独随意契約が多く見受けられた。決裁書類の業者選定理由などの記述だけでは、他の業者では履行できない業務であることが判断することが難しいものもあり、指摘事項及び意見を記載している。決裁書類の業者選定理由は、他の業者では履行できない業務であることを明示するようにすべきである。単独随意契約に関する指摘事項及び意見は以下のとおりである。

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）
I	1 やまぐちDMO戦略推進事業（1-1）	【意見】業務委託の単独随意契約について（合規性）	1者しか当該委託業務を履行できないことが分かるように業者選定理由をより詳細に記載することが望ましい。
	やまぐちDMO戦略推進事業（1-2）	【意見】単独随意契約について（合規性、経済性・効率性）	「競争入札に適しない」理由、「二人以上の者から見積書を提出させ難い」理由を決裁書類に記載すべきである。
II	1 観光プロモーション力強化事業（1-2）	【意見】やまぐち観光ガイドマップ作成(増刷等)業務の単独随意契約について（合規性、経済性・効率性）	<ul style="list-style-type: none"> ・業者選定理由として他の業者では履行不可能であることを明示すべきである。 ・「時価に比して著しく有利な価格」で契約を締結することができるかと判断した理由を決裁書類に記載すべきである。 ・二人以上の者から見積書を提出させ難い理由を決裁書類に記載すべきである。
		【意見】国内情報発信会（東京）運營業務の単独随意契約について（合規性、経済性・効率性）	二人以上の者から見積書を提出させる時間の余裕がなかったことがわかるように決裁書類に記載すべきである。
		【意見】SNS等を活用したプロモーション事業の単独随意契約について（合規性、経済性・効率性）	サーバーに他業者がアクセスすることができないことを業者選定理由に記載すべきである。

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）
	3	やまぐち特産品販売戦略強化事業	<p>【意見】業務委託先の固定化について(経済性・効率性)</p> <p>・当該委託業務を履行可能な業者が他にいないことを業者選定理由に明確に記載する必要がある。</p> <p>・委託先が固定されている状況であるが、他の契約方法が可能かどうかについても検討していただきたい。</p>
	6	明治維新150年やまぐち幕末ISHIN祭推進事業(6-1)	<p>【指摘事項】単独随意契約について(合規性、経済性・効率性)</p> <p>当該委託業務を履行可能な業者が他にいないことを明確に示す必要がある。</p>
IV	4	交流拡大!山口宇部空港国際化推進事業(4-2)	<p>【意見】単独随意契約について(合規性、経済性・効率性)</p> <p>業者の選定を宇部市内に限定した理由や宇部市以外で履行可能な業者がいなかったのかなども含めて詳細に記載する必要がある。</p>
VII	1	やまぐち文化プログラム推進事業(1-2)	<p>【意見】単独随意契約について(合規性、経済性・効率性)</p> <p>他に履行可能な業者がいないことが明確となるように当該委託業者に決定した経緯を詳細に記載する必要がある。</p>
VIII	1	維新やまぐち魅力発信事業	<p>【指摘事項】業務委託の単独随意契約について(合規性、経済性・効率性)</p> <p>現在のデザイン・誌面構成が高評価であることをもって契約者を限定するべきではない。</p>
X	1	やまぐち県産品売込強化事業	<p>【指摘事項】業務委託先の選定について(合規性)</p> <p>他の業者も選定候補として検討されてもおかしくないと考えられる。</p>

5 指摘事項及び意見の一覧（要約）

I 観光スポーツ文化部 観光政策課

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）
1	やまぐちDMO戦略推進事業（1-1）	【意見】業務委託の単独随意契約について（合規性）	【再掲】
		【意見】委託費の計上について（経済性・効率性）	適切な予算計上をすることが重要であり、事業間の予算の流用が生じないように努める必要がある。
	やまぐちDMO戦略推進事業（1-2）	【意見】単独随意契約について（合規性、経済性・効率性）	【再掲】
2	観光力強化調査事業	【意見】「やまぐちDMO」ツアーリズム・サポート件数の目標達成度について（有効性）	【再掲】
		【意見】入札参加者1者の原因分析について（経済性・効率性）	入札参加者が1者のみとなった原因について分析すべきである。
3	魅力ある観光地域づくり推進事業（3-1）	【意見】当初予算と決算額の乖離について（有効性）	利用実績のない官民連携クラウドファンディング活用事業については、利用促進に向けて取り組む必要がある。
		【意見】見島滞在型観光促進事業の補助効果の測定について（有効性）	補助効果を継続的に把握して今後の離島地域の観光振興に係る施策に活用することが望ましい。
	魅力ある観光地域づくり推進事業（3-2）	【意見】PDCA管理表の目標達成状況について（有効性）	【再掲】
4	「クルーズやまぐち」地域活性化推進事業	【意見】調査結果報告書の活用について（有効性）	消費額や経済波及効果、満足度などがどのように変化したかを検証して当事業の効果測定に利用することも検討していただきたい。
6	山口県MICE誘致推進事業（6-1）	【意見】補助金の補助対象経費及び補助額について（合規性）	補助対象経費となる備品や旅費等について、補助金交付要綱上明確にすべきである。
		【意見】目標値の達成度について（有効性）	【再掲】

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）
	山口県M I C E 誘致推進事 業（6－2）	【指摘事項】 実績報告書の提出時期について（合规性）	補助金交付先から受領している実績報告は、いずれも補助事業が終了した日から10日超経過してから提出されていた。
		【意見】 補助金の額の確定時における実績報告の審査について（合规性）	1件の実績報告書において、総参加者数が参加者数の内訳合計と一致していなかった。
		【意見】 P D C A管理表について（有効性）	【再掲】

II 観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）
1	観光プロモーション力強化事業(1-1)	【指摘事項】 決裁日付の記載漏れについて（合規性）	決裁書類に決裁日付の記載がないものが散見された。
	観光プロモーション力強化事業(1-2)	【指摘事項】 執行伺の予算額及び予定価格について（経済性・効率性）	執行伺の予算額及び予定価格が 64,800円と記載されていたが、広告料は 270,000円となっている。適切な予算額及び予定価格を決定すべきである。
		【意見】 やまぐち観光ガイドマップ作成（増刷等）業務の単独随意契約について（合規性、経済性・効率性）	【再掲】
		【意見】 国内情報発信会（東京）運営業務の単独随意契約について（合規性、経済性・効率性）	【再掲】
		【意見】 SNS等を活用したプロモーション事業の単独随意契約について（合規性、経済性・効率性）	【再掲】
		【意見】 P D C A管理表の記載について（有効性）	【再掲】
2	やまぐち情報発信事業	【意見】 委託業務の検査について（合規性、有効性）	業務委託仕様書通りに契約が履行されていない場合、合格と判断した理由を検査調書に記載することが望ましい。
		【意見】 ちよるるホームページ、SNSの目標値について（有効性）	【再掲】
3	やまぐち特産品販売戦略強化事業	【意見】 当事業（業務委託）の評価指標及び目標値の設定について（有効性）	【再掲】
		【意見】 業務委託先の固定化について（経済性・効率性）	【再掲】

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）
6	明治維新 150 年やまぐち幕 末 ISHIN 祭推 進事業（6－ 1）	【指摘事項】単独随意契約に ついて（合規性、経済性・効 率性）	【再掲】
	明治維新 150 年やまぐち幕 末 ISHIN 祭推 進事業（6－ 2）	【意見】補助効果の測定につ いて（有効性）	旅行会社の収容可能な最大人数をその まま目標としているが、催行率を踏まえて 目標値を設定する必要がある。

Ⅲ 観光スポーツ文化部 インバウンド推進室

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）
1	外国人観光客受入環境整備事業(1-1)	【意見】研修会の参加者数について（有効性）	定員数に比べると参加者数が少ない。研修会の存在をより一層周知する必要がある。
		【意見】コールセンター用チラシ・パンフレットの在庫管理における山口県の関与について（有効性、経済性・効率性）	在庫管理等は特段なされていないとのことであった。県が補助金交付先に指導する必要がある。
		【意見】補助効果測定のための目標値の設定について（有効性）	「インバウンド向け受入施設数」などにも目標値を設定し、補助金交付先と目標値を共有することが望ましい。
		【意見】やまぐちFree Wi-Fiアクセスポイント数について（有効性）	今後「やまぐち Free Wi-Fi」の普及促進を民間企業との兼ね合いでどのように展開するのか検討する必要がある。
	外国人観光客受入環境整備事業(1-2)	【意見】インバウンドコーディネーター等の給与について（法規性）	給与規程を実態に合わせて改訂する等の措置が望まれる。
		【意見】PDCA管理表の記載について（有効性）	【再掲】
2	やまぐちインバウンドパワーアップ事業	【意見】補助事業の効果測定について（有効性）	取組ごとに可能な効果測定方法を検討する余地があるものとする。

IV 観光スポーツ文化部 交通政策課

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）
1	岩国錦帯橋空港利用促進対策事業	【意見】実績報告書の提出について（合規性）	実績報告書に不備、不足があった場合、速やかに訂正及び資料の提出をするように補助金交付先に指導する必要がある。
		【意見】実績報告書への通帳コピー等の添付について（合規性）	今後も継続的に通帳コピーや預金の残高証明書等の外部証憑類の添付を要求することが必要である。
		【意見】実績報告書への空港ホームページのアクセス状況の記載について（有効性）	アクセス状況について実績報告書への記載を求めることも検討していただきたい。
2	山口宇部空港利用促進対策事業	【意見】補助金の額の確定時の審査について（合規性）	補助金交付先での確認状況について記録を残すことが望ましい。
3	バス活性化対策事業	【意見】補助金の額の確定に係る審査について（合規性）	実績報告書の提出後でも最終払部分の支払について確かめることが望ましい。
4	交流拡大！山口宇部空港国際化推進事業（4-1）	【指摘事項】補助金交付事務の内部統制について（合規性）	同一人物が補助金申請側と補助金交付側、さらには検査職員を兼ねており、全く統制が効いていない状態となっている。
		【意見】補助金の額の確定時における証憑との照合について（合規性）	補助金交付先での確認状況について記録を残すことが望ましい。
		【意見】目標の達成度及び補助効果の測定について（有効性）	【再掲】
	交流拡大！山口宇部空港国際化推進事業（4-2）	【意見】単独随意契約について（合規性、経済性・効率性）	【再掲】
5	岩国地域観光資源整備事業	【意見】補助効果の継続的な確認について（有効性）	今後も補助効果を継続的に確認することで今後の施策に活かしていくことが望ましい。
6	岩国錦帯橋空港ターミナルビル機能強化事業	【意見】補助効果の継続的な確認について（有効性）	今後も補助効果を継続的に確認することで今後の施策に活かしていくことが望ましい。

V 観光スポーツ文化部 国際課

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）
3	ロシア・クラスノダール地方交流推進事業	【意見】クラスノダール地方との交流推進について（有効性）	例えば、PR パネルについては、今後もイベント等で積極的に活用するなどしていただきたい。
4	中南米山口県子弟等人材育成事業	【指摘事項】謝金の見積額と実績額の乖離について（経済性・効率性）	謝金は見積書では1件30千円となっているが、実際の支給額は100千円となっている。委託先に理由を確認すべきである。
5	日韓海峡沿岸交流関連事業	【意見】繰越金の適正水準の検討について（経済性・効率性）	今後また増加することがあれば原因を分析して負担金を一時的に減少させることも検討していただきたい。
6	スペイン・ホストタウン推進事業	【意見】事業の目標指標設定について（有効性）	【再掲】
		【意見】他の観光施策・事業との連携について（有効性）	スポーツ交流イベント等と県内観光の組み合わせを推進していくことも検討していただきたい。
7	山口県国際交流協会育成事業（7-1）	【指摘事項】実績報告書の收受印の押印について（法規性）	実績報告書に收受印が押印されていなかった。
		【意見】交付要綱の補助対象経費の明確化について（法規性）	・法人の運営費が補助対象に含まれるということが分かるように明記すべきである。 ・別表で補助対象となる科目及び具体的な内容を定めることを検討すべきである。
	山口県国際交流協会育成事業（7-2）	【意見】他団体の助成金との併用について（法規性）	「他団体」に地方公共団体が含まれないのであればその旨を交付要綱に明記すべきである。
		【意見】小規模助成金とグローバル山口国際活動支援事業費補助金の年数制限について（有効性）	年数制限を規定した趣旨を損なわないように、交付要綱の規定を検討することが望ましい。

VI 観光スポーツ文化部 スポーツ推進課

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）
1	「サイクル県やまぐち」推進事業	【意見】補助事業の効果測定について（有効性）	各市町が達成すべき目標値を設定して補助効果の測定を行うことが望ましい。
2	スポーツを通じた地域活力の創出事業	【指摘事項】株式会社レノファ山口との委託契約締結日について（合規性）	・契約締結日の和暦標記の年度に誤りがある。 ・契約期間開始日が執行伺書と契約書で異なっている。
		【指摘事項】業者選定伺について（合規性）	業者選定伺の選定理由が選定業者と矛盾する内容となっている。
		【意見】地域コミュニティ創出支援の推進拡大について（有効性）	県内の12市町については事業計画の立案がなく県からの補助金は交付されていない。
		【意見】仕様書に明記のない委託事業内容について（経済性・効率性）	「仕様書に記載されていない事項は県と協議の上決定すること」とあるが協議録が残っていない。記録を残す必要がある。
		【指摘事項】見積書の内容確認について（合規性）	変更後見積書で項目が抜け落ちている。チェック体制の整備が必要である。
		【意見】事業評価指標の設定について（有効性）	【再掲】
4	スポーツイベント誘致開催事業	【意見】新たなスポーツイベント誘致について（有効性）	中国山口駅伝競走大会が廃止となった。新たなスポーツイベントの誘致することが望まれる。
		【意見】事業評価のための指標について（有効性）	【再掲】

Ⅶ 観光スポーツ文化部 文化振興課

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）
1	やまぐち文化プログラム推進事業（1-1）	【意見】 実行委員会の開催について（有効性）	書面決議のみではなく、できる限り実際に委員会を開催することが望ましい。
		【意見】 スキルアップ支援について（有効性）	県央の団体等が多く、地域的に偏りが大きい。より情報発信を徹底することが望ましい。
	やまぐち文化プログラム推進事業（1-2）	【意見】 単独随意契約について（合规性、経済性・効率性）	【再掲】
2	美術館企画展開催事業	【意見】 入館者数の目標と実績の差異について（有効性）	【再掲】
3	萩美術館・浦上記念館企画展開催事業	【意見】 目標値未達の原因分析について（有効性）	【再掲】
		【意見】 展覧会用に制作した図録・目録について（経済性・効率性）	山口県への寄付数が適正な水準かどうか検討し、制作部数を検討することが望ましい。
4	「山東のやさしものを楽しむ」展開催事業	【意見】 入館者数の目標と実績の差異について（有効性）	【再掲】
		【意見】 図録の制作部数について（経済性・効率性）	例えば、県に寄贈分のうち廃棄された割合などを参考にして制作部数について検討していただきたい。

VIII 総合企画部 広報広聴課

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）
1	維新やまぐち 魅力発信事業	【指摘事項】業務委託の単独 随意契約について（法規性、 経済性・効率性）	【再掲】
		【意見】当事業の業績評価指 標及び目標値について（有効 性）	【再掲】
		【意見】他の課の類似の事業 との連携について（有効性、 経済性・効率性）	複数の類似の事業について事業内容を 精査し、各課が横の連携を取っていくこと が望ましい。

IX 総合企画部 中山間地域づくり推進課

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）
1	体感やまぐち 地域滞在型交 流促進事業	【意見】業務委託仕様書と異 なる業務の実施方法について （法規性）	仕様書と異なる実施方法を認めるので あればその旨を仕様書に記載すべきであ る。
		【意見】公募型プロポーザル 方式の1者応募について（有 効性）	応募者が1者であった原因を分析すべ きである。また最低限の点数を決めること も検討すべきである。
		【意見】地域滞在型交流促進 セミナーの参加者数について （有効性）	各回の参加者は募集人数を下回ってい る。周知方法などを検討すべきである。
		【意見】負担金の効果測定に ついて（有効性）	研修については例えば参加者数を指標 に加えることも検討することが望ましい。

X 商工労働部 商政課

	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）
1	やまぐち県産品売込強化事業	【指摘事項】業務委託先の選定について（合规性）	【再掲】
		【意見】商品開発補助金に係る交付事務の点検について（合规性）	補助金交付事務を委託している場合も「補助金等の交付事務に係るチェックシート」で補助金等の交付事務の点検を行うことが望ましい。
		【意見】類似する他の事業との連携又は統合について（経済性・効率性）	他の課の事業にも新商品の開発や販路拡大の取組支援が含まれている。重複している領域については連携又は統合することが望ましい。
		【意見】地域商社の売上額目標と実績の乖離について（有効性）	【再掲】

XI 商工労働部 経営金融課

No.	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）
1	おいでませ山口観光振興資金（中小企業制度融資）	【意見】利用実績について（有効性）	低利用の状況が継続するようであれば、設計（利率など）の見直しなどを検討していただきたい。
		【意見】山口県中小企業制度融資説明会の出席者数について（有効性）	出席者数は、年々減少している。取扱金融機関、商工団体等に参加を呼びかけることが望ましい。

XII 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課

	事業名	指摘事項及び意見	内容（要約）
1	ぶちうま！維 新推進事業	【指摘事項】委託業務の範囲 及び補助金交付対象の範囲の 明確化について（合規性）	委託業務の範囲及び補助金交付対象の 範囲をより明確に示すべきである。
		【意見】施策成果目標となる 指標の設定について（有効性）	【再掲】
2	やまぐち6次 産業化・農商 工連携推進事 業	【指摘事項】再委託業務に係 る実績報告の検査について （合規性）	再委託が生じる場合には、再委託先の実 績についても精緻に検査を実施すべきで ある。
		【指摘事項】委託業務の範囲 及び委託先の選定について （合規性）	再委託が複数事業年度にわたって継続 していた。委託業務の範囲及び委託先の選 定を再考すべきである。
		【意見】施策成果目標となる 指標の設定について（有効性）	【再掲】
		【意見】当初予算額と決算額 の乖離について（経済性・効 率性）	当初予算額と決算額が1億円以上乖離 している。事業実績のない事業の存続の検 討などをすることが望まれる。

以上